

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 6 7 0 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第670回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年7月20日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和3年7月20日（火） 午後3時～3時30分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	1 3 番 久野 一弘
副会長	1 2 番 深谷 勝義
委 員	1 番 近藤 武
	2 番 服部 啓子
	3 番 濱島 守
	4 番 本田 貴士
	5 番 鈴木 広子
	6 番 竹内 敬三
	7 番 相羽 誠二
	8 番 深谷 英一
	1 0 番 成田 正彦
	1 1 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	1 4 番 浅田 勲
	1 5 番 大嶋 英二
	1 6 番 加古 俊治
	1 7 番 鈴置 省悟
	1 8 番 深谷 幸子
	1 9 番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 0 回）

令和 3 年 7 月 2 0 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	使用貸借契約の解約通知について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
9	議案 3	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	
1 0	議案 4	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について	
1 1	議案 5	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
 増田 貴行
 事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第670回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の増田貴行氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」から日程第6「報告第5号」までについて、事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2 報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』

日程第3 報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』

日程第4 報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』

日程第5 報告第4号『使用貸借契約の解約通知について』

日程第6 報告第5号『農地改良届出について』併せてご説明いたします。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計2件です。畑2筆、転用面積は、799㎡です。転用目的は、住宅及び共同住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から8頁の計8件です。163筆、転用面積は、100,672.17㎡で、転用目的は、住宅及び宅地です。6～8番の案件は、民間による工業団地の開発でございます。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』であります。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書9頁の計4件、畑4筆、2,475.1㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第4号『使用貸借契約の解約通知について』であります。農地又は採草放牧地の使用貸借の合意による解約通知で、議案書10ページの2件、18筆、7,566.01㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第5号『農地改良届出について』であります。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の11頁の計1件、畑1筆、3,828㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第7、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』5件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』であります。農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書12頁から13頁の大府市農業委員会の許可案件の計5件、畑4筆、田4筆、3,909㎡です。経営規模の拡大及び売却農地の代替目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりであり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、相羽誠二 委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借受農地のいずれも耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

続いて、2番の案件について、(深谷勝義) 委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

2番の譲受人は、所有農地及び借受農地いずれの耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

続いて、3番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

続いて、4 番の案件について、近藤武 委員どうぞ。

(近藤武 委員)

4 番の譲受人は、所有農地及び借受農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 8、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』1 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』ですが、市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の 14 頁の愛知県知事の許可案件、計 1 件です。

1 番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、水管、ガス管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設がある区域にある農地で、第 3 種農地と判断され許可見込ありと考えられます。

申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、深谷英一 委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

1 番の申請地の農地区分は、第 3 種農地ですが、生活用水は隣接道路の公共下水道に接続して排水されるため、影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』1件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』であります。生産緑地法第10条に基づき、農家の主たる従事者が死亡または、農業に従事することが不可能とされる故障を有することとなった場合、市長に買い取りを申し出ることができることとなっています。その際に必要な証明で、議案書15頁の計1件の申請がありました。1番は、主たる従事者の故障によるものであります。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

今回の申出については主たる従事者の故障による買取り申出であり、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第4号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』1件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第4号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』であります。農地の相続人が、相続税納税猶予の特例を受ける者として適格であるかの確認を税務署から求められております。議案書16頁の1件の依頼がありました。全ての特例適用農地について、関係地区委員に作付け・管理がされていることを確認いただいております。特に問題はないと考えられます。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、山口茂樹 委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

1 番の申出については主たる従事者の故障による買取り申出であり、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 4 号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第 4 号は、原案のとおり証明することに決定します。

次に、日程第 11、議案第 5 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』2 件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 5 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ですが、農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書 17 頁の計 2 件です。

新規で市内の方です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 5 号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして第 670 回総会を閉会します。